

## 島根県立大学浜田キャンパス常任委員会規程

令和3年3月24日  
島根県立大学規程第199号

(趣旨)

**第1条** この規程は、公立大学法人島根県立大学組織規則第32条第3項に基づき、島根県立大学浜田キャンパス（以下「浜田キャンパス」という。）における常任委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(委員会の目的)

**第2条** 委員会は、浜田キャンパスにおける学務を分担して処理する。

(委員会の名称等)

**第3条** 委員会の名称、委員長、委員及び所掌事務は、別表のとおりとする。

2 前項の委員長については、別表の委員長の欄に掲げる者を学長が推薦し、理事長が選考するものとする。

3 学長は、第1項に掲げるもののほか、必要に応じて委員会を置くことができる。

(委員の任期)

**第4条** 委員の任期は、原則として2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

**第5条** 委員長は、委員会を総括する。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

**第6条** 委員会において議事を決しようとするときは、委員（引き続く2月以上の不在期間にある構成員を除く。）の3分の2以上の出席がなければならない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

**第7条** 委員会に、専門の事項を調査・実施させるため、部会を置くことができる。

(委任)

**第8条** この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

### 附 則

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

2 委員会は、総合政策学部（以下「旧学部」という。）に在学していた学生が旧学部に在籍しなくなるまでの間は、旧学部に関する学務についても所掌する。

### 附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

名称	委員長	委員	所掌事務
教務委員会	教務部長	(1)委員長 (2)国際関係学部及び地域政策学部の各コースから1人ずつ選出された教員（委員長が兼ねることもできる） (3)基礎教養部から選出された教員1人 (4)学長が指名する教員1人以内 (5)事務局学務課の職員のうちから学長が指名する者	1 教育課程に関すること（学部横断的な事項及び総合政策学部に関する事項に限る） 2 時間割編成の調整に関すること 3 教務関係行事の日程の調整に関すること 4 教職課程に関すること 5 しまね地域マイスターに関すること（地域連携推進委員会と共管） 6 規程において教務委員会の事務とされていること 7 学長が諮問したこと 8 教授会が諮問したこと
学生生活委員会	学生生活部長	(1)委員長 (2)国際関係学部及び地域政策学部の各コースから1人ずつ選出された教員（委員長が兼ねることもできる） (3)学長が指名する教員1人以内 (4)事務局学務課の職員のうちから学長が指名する者	1 学生生活の支援に関すること 2 学生の生活指導に関すること 3 学生相談に関すること 4 学生の表彰に関すること 5 学生寮に関すること 6 学生団体に関すること 7 障がい学生の支援に関すること 8 規程において学生生活委員会の事務とされていること 9 学長が諮問したこと 10 教授会が諮問したこと
図書館運営委員会	図書館長	(1)委員長 (2)学長が指名する教員5人以内 (3)事務局図書情報課の職員のうちから学長が指名する者	1 大学図書の整備及び図書館の業務の運営に関すること 2 学術情報の収集・提供に関すること 3 その他、図書館の運営に関すること
FD委員会	副学長	(1)委員長 (2)国際関係学部長 (3)地域政策学部長 (4)事務局学務課の職員のうちから学長が指名する者	1 学生による授業評価アンケートに関すること 2 FD研修会に関すること 3 その他FD活動の推進に関すること

名称	委員長	委員	所掌事務
地域連携推進委員会	地域政策学部長	(1)委員長 (2)学長が指名する教員5人以内 (3)事務局連携交流課の職員のうちから学長が指名する者	1 地域からの要望・相談対応窓口に関すること 2 公開講座等の生涯学習に関すること 3 学生のボランティア活動に関すること 4 産官学等の連携に関すること 5 地域志向教育の支援に関すること 6 しまね地域マイスターに関すること（教務委員会と共管） 7 その他地域との連携推進に関すること
保健管理委員会	学生生活部長	(1)委員長 (2)事務局学務課の職員のうちから学長が指名する者	1 学生の健康診断に関すること 2 こころとからだの健康相談に関すること 3 救急処置に関すること 4 健康の保持増進について必要な指導に関すること 5 環境衛生の維持、改善及び感染症予防の情報提供に関すること
アドミッション委員会	学長が指名する教員	(1)委員長 (2)国際関係学部及び地域政策学部の各コースから1人ずつ選出された教員（委員長が兼ねることもできる） (3)基礎教養部から選出された教員1人 (4)事務局学務課の職員のうちから学長が指名する者	1 アドミッション・ポリシーに関すること 2 入学者選抜試験の実施に関すること 3 入学者選抜方法等に係る調査研究に関すること 4 入学試験結果の分析・評価その他入試に関する調査研究に関すること 5 学生募集広報活動に関すること 6 入学前教育に関すること 7 その他入学者受入に関すること

名称	委員長	委員	所掌事務
キャリア委員会	学長が指名する教員	(1)委員長 (2)学長が指名する教員5人以内 (3)事務局学務課の職員のうちから学長が指名する者	1 キャリア教育（インターンシップ含む。）の企画推進に関する こと 2 学生の進学・就職の支援に関する こと 3 進学・就職情報の収集・提供に 関すること 4 資格取得の支援に関すること 5 その他学生のキャリア形成の支 援に関すること
国際交流委員会	国際関係学部長	(1)委員長 (2)学長が指名する教員5人以内 (3)事務局連携交流課の職員のうちから学長が指名する者	1 海外の大学等との交流協定等の 締結に関すること 2 学生の海外留学・研修等に関す ること 3 留学生の支援に関すること 4 日本語教育の支援に関すること 5 国際交流団体等との連携に関す ること 6 異文化理解科目の支援に関する こと 7 ダブルディグリーに関すること 8 その他国際交流の推進に関する こと
広報委員会	学長が指名する教員	(1)委員長 (2)学長が指名する教員5人以内 (3)事務局企画調整課の職員のうちから学長が指名する者	1 浜田キャンパスの広報に関する こと

## 島根県立大学出雲キャンパス合同会議専門委員会規程

平成24年4月1日

島根県立大学規程第89号

(目的)

**第1条** この規程は、公立大学法人島根県立大学組織規則(以下「組織規則」という。)第32条及び島根県立大学出雲キャンパス合同会議運営規程第10条第2項の規定に基づき、出雲キャンパス合同会議専門委員会(以下「専門委員会」という。)の設置及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員会の種類、名称等)

**第2条** 専門委員会は、常任委員会及び特別委員会とする。

2 常任委員会は、合同会議のもとに常時設置し、その名称、委員長、委員及び所掌事務は、別表1のとおりとする。

3 前項の委員長については、別表1のうち組織規則第32条に定める指定委員会に該当する委員会にあっては、委員長の欄に掲げる者を学長が推薦し、理事長が選考するものとする。

4 特別委員会は、終期を定めて合同会議が設置し、その名称、委員長、委員及び所掌事務は、別表2に規定するもののほか、合同会議が別に定める。

(任期)

**第3条** 専門委員会の委員の任期は、2年(補欠委員にあっては、前任者の残任期間)とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

**第4条** 委員長は、専門委員会を招集し、その議長となる。

2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

3 専門委員会は、委員(引き続く2月以上の不在期間にある委員を除く。)の3分の2以上の出席により成立する。

4 専門委員会の議事は、出席者の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 議長は、委員以外の者を専門委員会に出席させて説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(議決及び報告)

**第5条** 合同会議は、合同会議の議を経てあらかじめ指示した事項については、専門委員会の議決をもって合同会議の議決とする。

2 委員長は、専門委員会において調査審議又は実施した事項について、必要に応じ学長及び合同会議に報告しなければならない。

(事務)

**第6条** 専門委員会に関する事務は、事務局において処理する。

(特別委員会に関する特例)

**第7条** 合同会議は、特別委員会について、この規程に定めのない事項及び第4条から第6条までに定める事項と異なる取扱いをする必要のある事項がある場合は、これを別に定めることができる。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行後最初に設置する専門委員会の委員の任期については、第11条の規定にかかわらず、1年（補欠委員にあつては、前任者の残任期間）とする。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別表1（第2条関係）

区分	名 称	委員長	委 員	所 掌 事 務
組織規則第32条に定める指定委員会に該当する委員会	教務委員会	教務部長	1 委員長 2 学長が指名する 教職員 10 人以内	1 教育課程に関すること 2 キャンパス行事に関すること 3 客員教授に関すること 4 教職に関すること 5 学長が諮問したこと 6 合同会議が付託したこと
	学生生活委員会	学生生活部長	1 委員長 2 学長が指名する 教職員 10 人以内	1 学生生活の支援に関すること 2 学生自治会に関すること 3 学生寮に関すること 4 学長が諮問したこと 5 合同会議が付託したこと
	図書委員会	図書館長	1 委員長 2 学長が指名する 教職員 10 人以内	1 大学図書館の整備及び図書館の業務の運営に関すること 2 学術研究活動の促進に関すること 3 学長が諮問したこと 4 合同会議が付託したこと
	FD委員会	学長が指名する教員	1 委員長 2 学長が指名する 教職員 10 人以内	1 授業アンケートに関すること 2 FD研修会に関すること 3 年報の発行に関すること 4 学長が諮問したこと 5 合同会議が付託したこと
	地域連携推進委員会	看護栄養交流センター長	1 委員長 2 学長が指名する教職員 10 人以内	1 公開講座に関すること 2 教育機関等との連携に関すること 3 学長が諮問したこと 4 合同会議が付託したこと

区分	名 称	委員長	委 員	所 掌 事 務
組織規則第32条に定める指定委員会に該当する委員会 （続き）	保健管理委員会	学長が指名する教員	1 委員長 2 学長が指名する教職員 10 人以内	1 学生及び教職員の健康管理に関すること 2 学長が諮問したこと 3 合同会議が付託したこと
	アドミッション委員会	学長が指名する教員	1 委員長 2 学長が指名する教職員 10 人以内	1 学生募集に関すること 2 入学者選抜に関すること 3 高大連携に関すること 4 学長が諮問したこと 5 合同会議が付託したこと
	キャリア委員会	学長が指名する教員	1 委員長 2 学長が指名する教職員 10 人以内	1 キャリア教育に関すること 2 学生の進学・就職の支援に関すること 3 学長が諮問したこと 4 合同会議が付託したこと
	国際交流委員会	学長が指名する教員	1 委員長 2 学長が指名する教職員 10 人以内	1 国際交流に関すること 2 学長が諮問したこと 3 合同会議が付託したこと
	メディア・広報委員会	学長が指名する教員	1 委員長 2 学長が指名する教職員 10 人以内	1 出雲キャンパスの広報に関すること 2 学長が諮問したこと 3 合同会議が付託したこと
	障がいのある学生の修学支援委員会	学長が指名する教員	1 委員長 2 学長が指名する教職員 10 人以内	1 障がいのある学生の修学支援に関すること 2 学長が諮問したこと 3 合同会議が付託したこと
上記以外の委員会	研究支援委員会	副学長が指名する教員	1 委員長 2 副学長が指名する教職員 10 人以内	1 研究支援に関すること 2 ダイバーシティに関すること 3 副学長が諮問したこと 4 合同会議が付託したこと
	評価委員会	副学長が指名する教員	1 委員長 2 副学長が指名する教職員 10 人以内	1 大学等の評価に関すること 2 副学長が諮問したこと 3 合同会議が付託したこと

別表 2 (第 2 条関係)

名 称	委 員 長	委 員	所 掌 事 務
教員選考審査 委員会	学長が指名する 教授	1 学長が指名する教授 2 教授の選考にあつ ては教授 4 人 (必要に 応じて准教授及び講 師を委員とすること ができる) 准教授、講師、助教及 び助手の選考にあつ ては教授又は准教 授 4 人 (必要に応じて 講師を委員とすること ができる)	1 教員の採用に係る審査及び教育 研究評議会への意見提出に関する こと

## 島根県立大学・島根県立大学短期大学部松江キャンパス会議専門委員会規程

平成30年4月1日

島根県立大学規程第142号

島根県立大学短期大学部規程第44号

(目的)

**第1条** この規程は、公立大学法人島根県立大学組織規則（平成19年規則第2号）第32条及び島根県立大学・島根県立大学短期大学部松江キャンパス会議運営規程第10条第2項の規定に基づき、松江キャンパス会議専門委員会（以下「専門委員会」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員会の種類、名称等)

**第2条** 専門委員会は、常任委員会及び特別委員会とする。

2 常任委員会は、松江キャンパス会議（以下「キャンパス会議」という。）のもとに常時設置し、その名称、委員長、委員及び所掌事務は、別表1のとおりとする。

3 前項の委員長については、別表1の委員長の欄に掲げる者を学長が推薦し、理事長が選考するものとする。

4 特別委員会は、終期を定めてキャンパス会議が設置し、その名称、委員長、委員及び所掌事務は、別表2に規定するもののほか、キャンパス会議が別に定める。

(任期)

**第3条** 専門委員会の委員の任期は、2年（補欠委員にあつては、前任者の残任期間）とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

**第4条** 委員長は、専門委員会を招集し、その議長となる。

2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

3 専門委員会は、委員（引き続く2月以上の不在期間にある委員を除く。）の3分の2以上の出席により成立する。

4 専門委員会の議事は、出席者の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 議長は、委員以外の者を専門委員会に出席させて説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(議決及び報告)

**第5条** キャンパス会議は、キャンパス会議の議を経てあらかじめ指示した事項については、専門委員会の議決をもってキャンパス会議の議決とする。

2 委員長は、専門委員会において調査審議又は実施した事項について、必要に応じ学長及びキャンパス会議に報告しなければならない。

(事務)

**第6条** 専門委員会に関する事務は、事務局において処理する。

(特別委員会に関する特例)

**第7条** キャンパス会議は、特別委員会について、この規程に定めのない事項及び第4条から第6条までに定める事項と異なる取扱いをする必要のある事項がある場合は、これを別に定めることができる。

**附則**

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

**附則**

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

**附則**

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

**別表1** (第2条関係)

名称	委員長	委員	所掌事務
教務委員会	教務部長	1 教務部長 2 教務学生生活部長 3 学長が指名する教職員10人以内	1 教育課程に関すること 2 カリキュラム検討に関すること 3 学長が諮問したこと及びキャンパス会議が付託したに関すること
学生生活委員会	学生生活部長	1 学生生活部長 2 教務学生生活部長 3 学長が指名する教職員10人以内	1 学生生活の支援に関すること 2 学友会に関すること 3 学生寮に関すること 4 学長が諮問したこと及びキャンパス会議が付託したに関すること
図書委員会	図書館長	1 委員長 2 学長が指名する教職員10人以内	1 大学図書館の整備及び図書館の業務運営に関すること 2 学術研究活動の促進に関すること 3 学長が諮問したこと及びキャンパス会議が付託したに関すること

FD委員会	学長が指名する 教員	1 委員長 2 学長が指名する教職 員10人以内	1 授業アンケートに関する事 2 FD・SD研修に関する事 3 その他FD・SD活動の推進に関する事 4 学長が諮問したこと及びキャンパス会議が 付託した事に関する事
地域連携推 進委員会	学長が指名する 教員	1 委員長 2 学長が指名する教職 員10人以内	1 公開講座に関する事 2 教育機関等との連携に関する事 3 高大連携に関する事 4 学長が諮問したこと及びキャンパス会議が 付託した事に関する事
保健管理委 員会	学長が指名する 教員	1 委員長 2 学長が指名する教職 員10人以内	1 学生及び教職員の心身の健康管理に関する 事 2 学長が諮問したこと及びキャンパス会議が 付託した事に関する事
アドミッシ ョン委員会	学長が指名する 教員	1 委員長 2 学長が指名する教職 員10人以内	1 学生募集に関する事 2 入学選抜に関する事 3 学長が諮問したこと及びキャンパス会議が 付託した事に関する事
キャリア委 員会	学長が指名する 教員	1 委員長 2 学長が指名する教職 員10人以内	1 学生の就職・進学に関する事 2 キャリア科目の支援に関する事 3 学長が諮問したこと及びキャンパス会議が 付託した事に関する事
国際交流委 員会	学長が指名する 教員	1 委員長 2 学長が指名する教職 員10人以内	1 国際交流に関する事 2 学長が諮問したこと及びキャンパス会議が 付託した事に関する事
広報委員会	学長が指名する 教員	1 委員長 2 学長が指名する教職 員10人以内	1 松江キャンパスの広報に関する事 2 学長が諮問したこと及びキャンパス会議が 付託した事に関する事

障がい学生 支援委員会	学長が指名する 教員	1 委員長 2 学長が指名する教職 員10人以内	1 障がいのある学生の修学支援に関する事 2 学長が諮問したこと及びキャンパス会議が 付託したことに 関すること
教職委員会	学長が指名する 教員	1 委員長 2 学長が指名する教職 員10人以内	1 教職課程に関する事 2 教職支援、教職相談に関する事 3 現職教員研修に関する事 4 学長が諮問したこと及びキャンパス会議が 付託したことに 関すること

別表2 (第2条関係)

人間文化学部 教員選考審査 委員会	学部長又は 学部長が指 名する教授	1 学部長 2 教授の選考にあたっては 学長が指名する教授4人 (必要に応じて准教授及 び講師を委員とすること ができる。) 准教授、講師、助教及び 助手の選考にあたっては 学長が指名する教授又は 准教授4人(必要に応じ て講師を委員とすること ができる)	1 教員の採用に関する審査及び教育 研究評議会への意見提出に関する こと
短期大学部教 員選考審査委 員会	短期大学部 長又は短期 大学部長が 指名する教 授	1 短期大学部長 2 教授の選考にあたっては 学長が指名する教授4人 准教授、講師、 助教及び助手の選考にあ たっては学長が指名する 教授又は准教授4人	1 教員の採用に関する審査及び教育 研究評議会への意見提出に関する こと

# 島根県立大学別科委員会運営規程

平成27年4月1日

島根県立大学規程第122号

## (目的)

第1条 この規程は、公立大学法人島根県立大学組織規則第24条に規定する別科委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (組織)

第2条 委員会は、当該別科の専任の教授、准教授、講師及び助教をもって組織する。ただし、学長を除くものとする。

## (審議事項)

第3条 委員会は、教育研究評議会の議を経て学長が定める教育研究上の方針に沿って、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 教育課程、授業その他教育一般に関する事項
- (2) 学生の入学及び修了に関する事項
- (3) 学生生活の支援及び学生の賞罰に関する事項
- (4) 教員の公募採用に係る候補者選考に関する事項
- (5) その他別科の教育研究に関する重要な事項

## (会議)

第4条 委員会は、原則として毎月1回定例会議を開くものとする。ただし、別科長が特に必要と認めるときは、臨時にこれを開くことができる。

2 委員会の構成員の3分の1以上の者から、審議すべき事項を示して文書にて要求があるときは、別科長は、臨時に委員会を開かなければならない。

## (招集)

第5条 委員会は、別科長がこれを招集する。

2 別科長に事故があるときは、別科長があらかじめ指名した者がその職務を代行する。

## (議長)

第6条 委員会に議長を置き、別科長をもって充てる。

2 議長は、委員会を主宰する。

3 議長に事故があるときは、別科長があらかじめ指名した者がその職務を代行する。

## (定足数及び議決の方法)

第7条 委員会は、構成員（引き続き2月以上の不在期間にある構成員を除く。）の3分の2以上の出席により成立する。

2 委員会の議事は、出席した構成員の過半数で決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## (議題の提出)

第8条 委員会で審議すべき事項は、別科長が提出する。

2 別科長は、審議すべき事項を、原則として委員会の開催3日前までに構成員に通知しなければならない。

(職員の出席)

**第9条** 議長は、委員会の構成員以外の本学の職員を委員会に出席させて説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(委任)

**第10条** 委員会は、第3条第1項各号の審議事項のうち、次のいずれかに該当するものについて、公立大学法人島根県立大学組織規則第16条の2に規定する島根県立大学出雲キャンパス合同会議にその審議及び決定を委任する。

- (1) 看護栄養学部及び別科に共通する事項
- (2) 看護栄養学部及び別科において調整を要する事項
- (3) その他出雲キャンパスの運営にあたり副学長が必要と認める事項

(議事録)

**第11条** 委員会の議事録は事務局がこれを作成し、事務局において保管する。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(委任)

2 委員会は、第3条第1項各号の審議事項のうち、次のいずれかに該当するものについて、島根県立大学出雲キャンパス合同会議運営規程第2条に規定する島根県立大学出雲キャンパス合同会議にその審議及び決定を委任する。

- (1) 看護学部及び別科に共通する事項
- (2) 看護学部及び別科において調整を要する事項
- (3) その他出雲キャンパスの運営にあたり副学長が必要と認める事項

#### 附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。